

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 7 2
- 2 案件名 AD 更新用庁内ネットワーク設定業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和6年（2024年）9月30日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 NECフィールドディング株式会社 神戸支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当該契約で設定を行う統合基盤及びネットワークスイッチ等は上記契約相手方が保守運用を行っているシステムであるため、他の事業者による作業ができません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4706

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 8 0
- 2 案件名 サーバ統合化基盤（二次・三次稼働分）更新対応業務委託
（市民税賦課収納システム）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から
令和6年（2024年）9月30日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）
市民税賦課収納システムは、サーバ統合化基盤に搭載されています。当該サーバ統合化基盤の更新に際し、新しいサーバ統合化基盤への移行による、動作確認等の対応作業が発生します。
該当の作業については、移行するシステムの構築事業者である株式会社日立システムズしか実施できません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結をおこないます。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4704

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 機械設備（ポンプ場等）保守点検業務委託（単価契約）
- 2 案件場所 宝塚市 星の荘 外 地内
- 3 契約期間 契約日 ～ 令和7年（2025年）3月31日
- 4 契約相手方 住所： 兵庫県芦屋市打出町7番18号
社名： 新明和アクアテクサービス株式会社
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項8号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き号該当

(指定理由) 本件については、2度の競争入札に付したが、応札者が1社で取止めとなった。
本業務は道路の冠水対策として設置しているポンプ場等の保守点検を行うもので、5月末までに契約を締結して出水期に備える必要があるため、直近の入札における唯一の応札者である上記相手方と特名随意契約を締結するものである。
- 6 問合わせ先 課名： 道路管理課 内線： 2266

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KS-1
- 2 案件名 「簡易耐震診断推進事業」業務（単価契約）委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和6年（2024年）5月7日～
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
社名：公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当
(指定理由)
「簡易耐震診断推進事業」に基づく耐震診断業務については、兵庫県下一律の診断判定基準により実施する必要があり、耐震診断判定基準の整備及び耐震診断員の養成・指導を行える団体でなければならない為、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターに委託します。同団体は、住宅建築に関する総合的な指導を実施することができる公的機関であり、本事業の遂行について県下各市町とも同団体と契約する予定です。
- 7 問合わせ先
課名：建築指導課 内線：2362

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委―3
- 2 案件名 一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託
- 3 案件場所 宝塚市中筋山手5丁目外地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)12月1日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市売布1丁目2番地
社名： 株式会社東洋工業所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回発注する一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託は、年2回地域住民の協力を得て実施する「宝塚を美しくする市民運動」において、当日市民が清掃したごみの収集及び運搬業務を委託するものです。
収集業務については、市民の清掃したごみの収集場所が、令和6年度に委託している一般廃棄物収集及び運搬業務委託(一般家庭ごみ収集)の集積場所とほぼ同一場所であるため、同業務を委託している上記の業者が、地域の実情、周辺の地理に詳しく、業務が円滑に執行できるため。
- 7 問合わせ先
課名： 環境エネルギー課 内線： 2402

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委―4
- 2 案件名 一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川2丁目外地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)12月1日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市高司5丁目1番64号
社名： 泉興業株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回発注する一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託は、年2回地域住民の協力を得て実施する「宝塚を美しくする市民運動」において、当日市民が清掃したごみの収集及び運搬業務を委託するものです。
収集業務については、市民の清掃したごみの収集場所が、令和6年度に委託している一般廃棄物収集及び運搬業務委託(一般家庭ごみ収集)の集積場所とほぼ同一場所であるため、同業務を委託している上記の業者が、地域の実情、周辺の地理に詳しく、業務が円滑に執行できるため。
- 7 問合わせ先
課名： 環境エネルギー課 内線： 2402

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委—5
- 2 案件名 一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託
- 3 案件場所 宝塚市桜ガ丘外地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年（2024年）12月1日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市小浜3丁目18番1号
社名： 有限会社ナカザワ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回発注する一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託は、年2回地域住民の協力を得て実施する「宝塚を美しくする市民運動」において、当日市民が清掃したごみの収集及び運搬業務を委託するものです。
収集業務については、市民の清掃したごみの収集場所が、令和6年度に委託している一般廃棄物収集及び運搬業務委託（一般家庭ごみ収集）の集積場所とほぼ同一場所であるため、同業務を委託している上記の業者が、地域の実情、周辺の地理に詳しく、業務が円滑に執行できるため。
- 7 問合わせ先
課名： 環境エネルギー課 内線： 2402

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委—7
- 2 案件名 一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西3丁目外地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)12月1日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市山本丸橋4丁目65番11号
社名： 株式会社ダイシン
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回発注する一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託は、年2回地域住民の協力を得て実施する「宝塚を美しくする市民運動」において、当日市民が清掃したごみの収集及び運搬業務を委託するものです。
収集業務については、市民の清掃したごみの収集場所が、令和6年度に委託している一般廃棄物収集及び運搬業務委託(一般家庭ごみ収集)の集積場所とほぼ同一場所であるため、同業務を委託している上記の業者が、地域の実情、周辺の地理に詳しく、業務が円滑に執行できるため。
- 7 問合わせ先
課名： 環境エネルギー課 内線： 2402

特名随意契約の理由書

1 案件番号	宝環エ委－9
2 案件名称	令和6年度生物・生態系調査業務委託 (生態系スポット現状確認調査)
3 案件場所	宝塚市市内一円地内
4 契約期間	契約日から令和7年(2025年)3月31日まで
5 契約相手方	住所：神戸市北区東有野台4丁目15-10 団体名：特定非営利活動法人 野生生物を調査研究する会
6 指定理由	(根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 宝塚市契約規則第20条第1項 <u>ただし書</u> (指定理由) 上記団体は、武庫川・猪名川流域を中心とした兵庫県南東部を拠点に発足し、地域に根差した活動として、自然観察会、河川流域調査、里山保全活動等を行った実績がある。また、環境カウンセラーとして登録している会員が在籍しており、生態系に関する豊富な経験や専門的知識を有している。以上のことより、本件の調査を行うにあたって必要な諸要素を踏まえた質の高い調査活動を行うことができる唯一の団体であると判断し、随意契約するものである。
7 問い合わせ先	課名：環境エネルギー課(内線2402)

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 - 5
- 2 案件名 若者就労支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)5月29日 ~
令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方 認定 NPO 法人 宝塚 NPO センター
兵庫県宝塚市栄町2-2-1 ソリオ1-3階
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本事業は、就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対して、就職に必要なスキルの習得を目指したセミナーを通して、働くイメージを育てることにより、就労意欲を高め、一人ひとりにあった適切な進路を発見し、継続就労が可能となるようなきめ細やかな就労支援を行う事業で、十分な実績と継続的に支援を行うことができる体制が求められる。

このため受託事業者の選定にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を募集し、企画提案された内容について、若者就労支援事業業務委託プロポーザル審査会にて審査し、採点した。

受託候補者に選定された認定 NPO 法人宝塚 NPO センターは、これまでの実績により、速やかにかつきめ細やかな支援を行うことができ、また、厚生労働省が委託し実施する地域若者サポートステーション事業と連携することで、若者の自立に向けた支援を円滑に遂行することもでき、非常に高いクオリティでの事業実施が見込まれることから、特名随意契約相手方として指定する。

7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2408

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委—428
- 2 案件名 宝塚市サーバ統合化基盤（二次・三次）機器更新業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 外
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年（2024年）9月30日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST
社名： 富士通 Japan 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現行の就学事務システムは、富士通 Japan 株式会社が保守し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム保守で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であることから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 学事課 内線： 2202

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-345
- 2 案件名 市立小浜小学校・宝塚第一中学校 エレベータ保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 小浜4丁目外 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)5月1日～令和6年(2024年)9月30日
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区梅田1丁目13番1号
社名：フジテック株式会社 近畿統括部本部

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

小浜小学校と宝塚第一中学校には、フジテック製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。

エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。

このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、製造メーカーであるフジテック株式会社を指定します。

7. 問い合わせ先 課名： 施設課 内線： 2187